



暑中お見舞い
申し上げます

税務と経営

編集 発行人
税理士

村野 幸司

事務所 〒639-2102
奈良県葛城市東室123番地1
TEL 0745 (69) 8282
FAX 0745 (69) 7377
自宅 0745 (69) 2174

◆ 8月の税務と労務

8月

(英月) AUGUST

11日・山の日

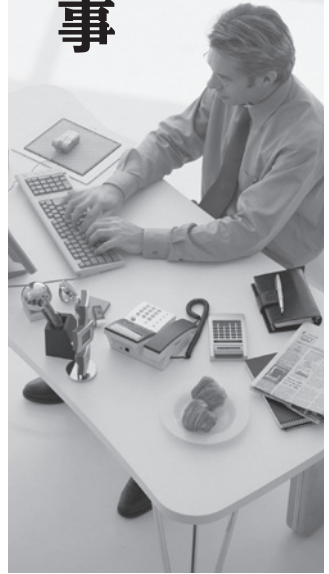
- 国 税 / 7月分源泉所得税の納付 8月10日
- 国 税 / 6月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 8月31日
- 国 税 / 12月決算法人の中間申告 8月31日
- 国 税 / 9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 8月31日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日
- 地方税 / 個人事業税第1期分の納付
都道府県の条例で定める日
- 地方税 / 個人住民税第2期分の納付
市町村の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	.



eLTAX 地方公共団体で組織・運営する(一社)地方税電子化協議会が地方税の申告、申請、納税等の手続きをインターネットで電子的に行う地方税ポータルシステム。ポータルセンタで一括で受け付けた申告データ等を各地方公共団体へ送信するため、経理担当者の事務手続きが簡素化できます。なお、今月25・26日には休日も運用されます。

経営者が やっつけては いけない事



中小企業経営者の方は、販路拡大、商品開発、在庫管理等様々な課題を抱えています。

経営コンサルタント・A氏は、これら経営上の課題から生じる困難は、ベテラン経営者なら何とか克服する、しかし、経営外のことから生じる問題で冷静さを失う場合があり、そのことにより倒産に追い込まれることがある、と注意します。

では、A氏の注意する内容は「一、金を貸す。二、判（印鑑）をつく。三、役（役職）に就くことである。つまり、金を貸すな、判をつくな、役をつくな、の三つのことをしないことが難を避ける」といいます。A氏は「三スルナ」と口癖のように話します。

一 金を貸すナ

「私はお金に関しては、しっかりと管理している」と思っている経営者は多いです。

実際には売掛金の回収遅れは相手企業にお金を貸していることですが、このことは経営上のことですので、皆様も対処するでしょう。

A氏の話す「金を貸す」とは経営外のことです。

事例を見ましょう。兵庫県K区、土木基礎工事業N社、社長N。業歴十五年、従業員十一名。

四十代後半の社長Nさんは度胸があると他所の人は見ているし、自分もその気になっています。

普段、社員から「社長！マージャンで負けたので、給料日まで五万円貸してくれ」とか、知人から「田舎のおふくろの見舞いに行くんで、今月中には返すから十万円貸してくれ」…。

この様な際に気前良く金を出す一方、K信金の定期預金では積んだり、積まなかったりとなつていきました。

ある時、大きな工事が遅れ予定した資金が入らず、K信金に借入を申し込んだところ否決されました。

いままで貸してくれたのに…。資金繰りに困っているとNさんの弟の友人から「俺が知っている所が金を貸してくれるヨ」とS社（街金業者）を紹介されました。

違和感はあったものの、一時しのぎにはこういう方法もあるとばかり金を借りたのです。

一ヵ月後返済の金額はムリとS社へ平身低頭して説明したところ、S社はアツサリと快諾。

この様な繰り返しの後、NさんはS社の言われるまま、委任状やら不動産謄本、訳の分らない書類に次々と判を押し、九ヵ月

後に倒産。（注、街金業者は手形貸付、保証人貸付、担保貸付等の各々得意分野での融資を行う。S社は担保貸付業者に当たる）Nさんの例に見るだけではなく個人間の金の貸し借りはしないよう注意して下さい。

二 判をつくな

判についての失敗は枚挙にいとまがありません。

事例で見ましょう。

東京都S区、機械加工業D社、社長D。業歴四十一年、従業員二十三名。

Dさんの外出は多く、留守の間に印鑑が必要なことも度々。このようなことからDさんは役員が判をつくことを大目に見るようになりました…。

現在、Dさんは奥さんにズボンの裏にポケットを縫ってもらい印鑑を持ち歩いています。

何故このようになったのかDさんは決してしゃべろうとはしませんが、親しい経営者にだけ話します。「僕は実印を押す時は髪の毛を一本、書類の上において押印するんだ。ある契約を巡り、裁判沙汰になり、

その時に誰が実印を押ししたのが焦点となったが、裁判所は鑑定の結果、髪の毛のない押印である」と私の主張を認め「くれた」とのことで、Dさんは難を逃れたそうです。

話を本題に戻します。

A氏の言う「判をつくナ」は「連帯保証人の印鑑を押すナ」ということです。

確かに、裁判になっても連帯保証の判が押してある案件はどいうにもならない、というのが弁護士の意見です。

金融機関が中小企業経営に対する融資を実行する場合、借入本人以外に他の人の連帯保証を求めるとは多い。

金融機関にとって債権保全（融資の回収）は、借入本人だけでは心許ないため、保証人を取り融資を実行しようとしています。

したがって、金融機関側になれば、保証人は借入れを行った本人の代位弁済をすることは、当然の義務であると考えますし、保証人側からすれば、「俺は頼まれたから判をついただけだヨ」といった意識のズレがあります。

下表は金融機関の連帯保証の

扱いを紹介したのですが、見て頂くと、連帯保証の意味がご理解頂けると思います。

三 役立つナ

東京J地域の信用金庫関係者の集まりの話です。

Y支店長が、「私のところではゴルフ会があり、会員企業X社のX社長に会長をお願いしているが、その後、何が原因なのか分からないがX社の業績が落ちてきている」と話します。すると他の信用金庫支店長も、「私の所もだ」と同調する声があがったそうです。

また、地方自治体の商工相談員の話でも「多くの商店会長の店を見ているが、どういう訳か、その店が繁盛しているように見えない」と言います。

先述のA氏によると、「商店会長の役職の労力が十だとすれば、副会長や他の役員は二又は三だろう。また、ゴルフ会といった一見、簡単そうに思える会でも、会長となると毎回出席し、しかも会の運営に気を配るのは、かなりの労力を使う」と話します。

経営者の方は同業組合、商工団体から町会、青少年育成委員会等々いろいろな所から、「顔をチョッと出すだけで良いですから」と役員を頼まれることがあるでしょう。

無下に断るわけにはいかないと分は使えませんが、どの位労力を引き受けるかは考え、安易に引き受けることは避けたいものです。

保証人に対する督促は、時期及び方法が適切でなければ、一般的な協力が得られず、代位弁済交渉は難行する。また、保証人は、一般に返済意思が弱く、債務者と親類、取引先、知人等の関係にあるから、債務者の返済履行にその関係の活用も考えられる。

保証人督促にあたっての留意事項

留意事項	内容
①保証意思の再確認	保証人督促でまず行うことは保証意思の再確認です。これは、審査・契約時の意思確認のフォローであり、保証否認の防止を図るためである。 保証意思の再確認にあたり、次の措置をとる。 イ. 面接した時には、今後の返済方法などを記載の念書等に署名をもらうよう努力する。 ロ. 債権者との関係、保証した動機等を確認するとともに書面でもとめる。 ハ. 保証人あて郵便により保証人であることの事実を通知する。
②延滞の事実と延滞状況の通知	保証人は、債権者が延滞したことにより、代位弁済の危険を負担しなければならないことから、延滞の事実を早めに通知するとともに、延滞状況及び債権者との交渉経過を知らせる。
③債権者から保証人督促の猶予を求められたとき	イ. 債権者に対し返済計画を立てさせ、当計画の履行の厳守を条件とし、万が一、履行を怠るときは、保証人への督促を実施する旨を確約させる。 ロ. 債務者の弱点である保証人との関係を活用し、約束履行のないまま引きずられて、管理が中断しないよう注意する。

※ 表は元金融機関・関係者の話等を参考に作成

暑中のご挨拶



暑中お見舞い申し上げます。

日本年金機構が約500万人分の受給者データの入力を委託した東京都内の情報処理会社が、契約で別業者への再委託を禁止されていたにもかかわらず、中国の業者に個人情報を入力業務を再委託していたことが判明し、その結果、自治体とのマイナンバー連携が遅れました。企業のコンプライアンスの欠如と日本年金機構の入札業者に対するチェック不足が明らかになりました。

政官民を挙げての施策により訪日外国人旅行者数は右肩上がりが続けていますが、平成30年度税制改正では、さらなる訪日外国人旅行者数増加や観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源確保として「国際観光旅客税」が創設されました。来年1月7日からの出国1回について1,000円が徴収されます。

政府によると、今年に入り我が国経済は堅調に推移し、設備投資は生産性向上や省力化のための投資で積極的な動きとなり、雇用も有効求人倍率が高水準で推移して、個人消費も高額商品が好調となっているようです。中小企業者全般がこれらを感じられるようになることが期待されます。

皆様の益々のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

相続時精算課税を適用後に少額の贈与をしたとき

相続時精算課税をいったん選択した場合の特定贈与者からの贈与については、暦年課税に係る贈与税の基礎控除の適用を受けることはできません。そのため、「相続時精算課税選択届出書」を提出した年分以降、特定贈与者からの贈与により取得した財産については、たとえ贈与税の基礎控除額の110万円以下であったとしても、贈与税の申告をする必要があります。なお、期限内に申告しなかった場合には、相続時精算課税の特別控除の適用を受けることはできません。

また、将来の特定贈与者の死亡に係る相続税の計算の際に、相続時精算課税の選択後に特定贈与者から贈与を受けた財産は、贈与税の申告の有無にかかわらず相続時精算課税適用者の相続税の課税価格に算入しなければなりません。

医療費控除 補聴器の購入費用

医師による診療や治療などのために直接必要な補聴器の購入のための費用は医療費控除の対象となります。

ただし、一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額に限られます。この補聴器が医師による診療や治療などのために直接必要か否かについては、診療等を行っている医師の判断に基づくものでなければなりません。

せん。

そのため、一般社団法人耳鼻咽喉科学会が認定した補聴器相談医が、「補聴器適合に関する診療情報提供書」等によつて、補聴器が診療等のために直接必要である旨を証明している場合に、当該補聴器の購入費用が、医療費控除の対象となります。